

# 兵庫県ひきこもり対策検討委員会報告書

令和2年6月

兵庫県ひきこもり対策検討委員会

## はじめに

厚生労働省は「ひきこもり」を「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である。（「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」）」と定義している。

全国のひきこもりの人数は、内閣府の調査によると、15歳～39歳で推計54万人（「若者の生活に関する調査(H28.9)」）、40歳～64歳で推計61万人（「生活状況に関する調査(H31.3)」）とされている。

厚生労働省では、精神保健福祉、児童福祉及びニート対策等において、ひきこもりも対象とした相談等の取組を行っており、平成21年度には「ひきこもり対策推進事業」を創設し、ひきこもり対策の一層の充実に取り組んでいる。

しかし、ひきこもり状態にある者は家庭内に潜在しているため、外部からの支援の手が届きづらく、相談窓口への誘導や自立に向けてのサポートには困難が伴っている。

近年では、ひきこもり状態にある者の長期化・高年齢化により、親が80代・子が50代を迎えたまま孤立してしまう、これまで隠れていた地域課題が問題となっている(8050問題)。

また、ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者との利用契約において、支援の対応が説明と異なる、途中で解約できない等のトラブルが発生しており、ひきこもり状態にある者の意思に反し、強制的に施設入所させる事件も起きている。

兵庫県においても、従来から若年無業者の社会参加と職業的自立を支援しており、県精神保健福祉センター・各健康福祉事務所や兵庫ひきこもり相談支援センター等がひきこもり状態にある者及びその家族等支援者に対する相談支援等を実施しているが、全国的な問題と同様に、ひきこもり状態にある者の実態が把握できておらず、社会的孤立の問題も解決していない。

今回、兵庫県ひきこもり対策検討委員会においてひきこもり支援について検討を進めた結果、ひきこもり状態にある者の全員を社会に繋げていくということではなく、生きづらさを感じてSOSを出している当事者や家族が感じている多様な困り事に対する丁寧な支援が必要であるとの課題認識のもと、本報告書を取りまとめた。

# 目 次

<b>I 現状と課題</b>	1
1 兵庫県内のひきこもりについて	1
2 ひきこもり支援の現状	2
(1) 国の動き	
(2) 県の取り組み	
(3) 市町の取り組み	
3 ひきこもり実態調査結果（民生委員・児童委員）	9
4 県内のひきこもり支援にかかる課題	14
(1) ひきこもり相談窓口のわかりにくさ	
(2) 相談支援をはじめとする各支援へのつながりにくさ	
(3) 相談対応の次の支援	
(4) ひきこもり支援に関する情報の不足	
(5) 就労支援のタイミング、多様な就労	
<b>II 県の役割（提言）</b>	16
1 潜在的ひきこもりに気づき支援につなげるために必要な施策	18
(1) 介護支援専門員等から相談支援につなぐしくみづくり	
(2) 介護支援専門員等の障害特性に関する学習機会の提供	
(3) ひきこもり相談窓口の設置	
(4) 他相談窓口との連携	
2 個々の状況に応じた課題解決への支援に必要な施策	19
(1) 市町を中心とした支援チームの充実	
(2) 支援チームの人材育成	
(3) 居場所拡充とそれに向けた担い手の養成とその機能	
(4) 電子媒体を活用した居場所の設置	
<b>III 今後検討すべき課題など</b>	23
<b>IV 検討の経緯、委員名簿</b>	24

# I 現状と課題

---

## 1 県内のひきこもりについて

内閣府の調査結果を基に全国に占める兵庫県の人口の割合から推計<sup>(注)</sup>すると、県内のひきこもり状態にある者は、15～39歳で約23千人、40～64歳で約26千人、全県で約50千人となり、県の人口約5,446千人(令和2年4月現在)の約0.9%を占めていると考えられる。

本報告書は、ひきこもり対策における県の役割について検討を行ったものであるが、兵庫県は、北は日本海から南は太平洋に面し、県の人口の40%以上を占める神戸・阪神南圏域の都市部から過疎地・離島を含む多自然地域まで気候、面積、文化など様々な地域性を有することから、ひきこもり状態にある者の支援にあたっては、その地域の人的・物的資源や、ひきこもり状態にある者、その家族の状況等地域の実態に即して対策が行われることが必要である。

注) 県内のひきこもり状態のある者の人数(推計)

15～39歳	全国54.1万人※1	×	0.043※3	=	約23.3千人
40～64歳	全国61.3万人※2	×	0.043※3	=	約26.4千人
計					約49.7千人

※1 若者の生活に関する調査(内閣府H28.9)

※2 生活状況に関する調査(内閣府H31.3)

※3 全国の人口に占める兵庫県の人口の割合

## 2 ひきこもり支援の現状

### (1) 国の動き

厚生労働省では、精神保健福祉分野、児童福祉分野及びニート対策において、ひきこもりに関する各種事業を実施しており、全国の精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において、ひきこもりを含む相談等の取り組みが行われている。

平成 21 年度から、本人や家族が、地域の中で最初にどこに相談したらよいかを明確にして、支援に結びつきやすくすることを目的に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能をもつ「ひきこもり地域支援センター」の、全国の都道府県・指定都市での整備を進めている。

また、平成 22 年度には、厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」を進め、主に思春期ひきこもりを対象にした「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」を作成した。

さらに、平成 22 年4月から「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート、ひきこもりなどの困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図っている。なお、「ひきこもり地域支援センター」は、その地域ネットワークを構成する機関とされている。

これらの取り組みに加え、ひきこもりの長期、高齢化や、それに伴うひきこもり状態にある者や家族からの多様な相談にきめ細かく、かつ、継続的な訪問支援等を行うため、平成 25 年度から各都道府県及び指定都市において訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（ピアサポーターを含む。）を養成し、養成されたひきこもりサポーターを地域に派遣し訪問支援等を行う「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業」を実施した。平成 30 年度からは、市町村において、利用可能なひきこもりの相談窓口や支援機関の情報発信をするとともに、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり等、都道府県・市町がひきこもり状態にある者への支援を推進するよう補助を行っている。

## (2) 県の取り組み

### ① 相談支援

兵庫県では、兵庫県精神保健福祉センター及び各健康福祉事務所等において、ひきこもり状態にある者やその家族・支援者等を対象に、こころの悩み、社会復帰の相談を行い、ひきこもり状態にある者やその家族の支援を行っている。加えて、兵庫県精神保健福祉センターでは、家庭内暴力家族の会の発足を支援し、暴力に対する問題の理解や当事者への適切な対応について支援している。

また、県立神出学園を中核とする「兵庫ひきこもり相談支援センター」を設置し、電話相談「ほっとらいん相談」のほか、県内5ヶ所に設置した地域ブランチで来所相談、地域相談会及び訪問支援を行っている。

平成30年度からは、地域に潜在するひきこもり状態にある者に早期に気づき、適切な支援へつなげられるよう、「ひきこもりサポーター育成研修」を支援者に実施し、地域における支援人材の養成に取り組んでいる。

さらに、令和元年12月に「ひきこもり総合支援センター」を設置し、主に中高年世代を対象とした電話相談を実施するとともに、市町ひきこもり支援者への研修や地域のひきこもり支援ネットワークの構築、連携強化を図っている。

#### 兵庫ひきこもり相談支援センター相談実績

(単位：件)

	ほっとらいん 相談(電話)	地域ブランチ相談				合計
		電話	来所	訪問	小計	
H26	1,496	395	630	107	1,132	2,628
H27	1,371	748	900	149	1,797	3,168
H28	1,293	1,675	1,276	294	3,245	4,538
H29	1,189	1,379	1,593	225	3,197	4,386
H30	927	1,339	1,597	180	3,116	4,043

## ② 不登校児童生徒等への支援

兵庫県は、昭和 63 年「こころ豊かな人づくり懇話会」で、学校の枠を超えた新しい学びの場の必要性が提言され、平成 3 年に、無職少年問題や高校中退・登校拒否という教育上の課題が社会問題となる中、「ひょうご自立実践学園（仮称）構想」を策定した。

そのような経緯から、不登校児童生徒たちを支援していくには、何よりも専門的な心の支援と生き方の支援が必要であるため、平成 6 年に全国で初めての県立のフリースクール「県立神出学園」を神戸市西区に設置した。神出学園は、義務教育を終了した 23 歳未満の男女を対象とし、豊かな自然の中で仲間やスタッフとふれあい、様々なプログラムと寮生活を通じて自分を見つめ、自分の生き方を発見できるよう支援しており、学園の修了者は 687 名(R1.12)になる。

また、ひきこもり状態にある者の高齢化や長期化の問題に対しても、学園の自然・施設・人的資源を活用し、平成 21 年度から、学園生以外の 15 歳から 40 歳までのひきこもり状態にある人達を対象に「1 日交流体験」を年間約 24 回実施し、集団活動で他者とのかかわりや社会性を身につけるよう支援している。

さらに、義務教育を終了した 21 歳未満の男子を対象とする「兵庫県立山の学校」で、地元の協力によって物事をやり抜く力や忍耐力を養う支援等を行っている。

## ③ 生活困窮者への支援

県が所管する健康福祉事務所管内のうち郡部（町）においては、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者で、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練が必要な者に対して、社会参加に必要な生活習慣の形成や回復、社会的な繋がり的重要性の認識と就労意欲の喚起、一般就労に向けた技法や知識の取得を行う、就労準備支援事業を実施している。

これは、単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により、直ちに就労することが困難な者については、既存の雇用施策の枠組みでの支援にはなじまないため、密接に関わりを持ち、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものである（市でも実施）。

#### ④ 就労支援

兵庫県では、「ひょうご・しごと情報広場」を設置し、学生や既卒者など、主に若年層を対象にきめ細かな就職支援・総合的な職業相談を実施してきた。更に令和2年度からは、中高年齢層についても専門窓口を設置し、個別の課題に合わせた就職支援を実施している。

また、若年無業者対策として、国が「地域若者サポートステーション」を設置し、主に通所型の就職支援を行っているが、若年無業者の特性（社会性が低く引きこもりがち）を考慮すると、容易に就労に結びつかないケースも多く、連携体制の整備等が不可欠である。このため、若年無業者支援に関係する各機関とネットワークを構築し、情報交換や支援に関する課題検討等を行い、若年無業者の社会参加と職業的自立を支援する、「ニート就労支援ネットワーク事業」を実施している。

#### ⑤ 兵庫ひきこもり相談支援センター連絡協議会(ひょうごユースケアネット推進会議)

子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係機関が連携する「兵庫ひきこもり相談支援センター連絡協議会(ひょうごユースケアネット推進会議)」を設置し、総合的な子ども・若者育成支援の取り組みを進めている。



### (3) 市町の取り組み

ひきこもり状態にある者の相談が、市町が実施する生活保護や介護・障害福祉サービス、こころの健康など住民に密接した行政サービスと結びついていることや、国の補助メニューにおいても相談窓口や居場所の実施主体が市町とされていることから、ひきこもり状態にある者への第一義的な実施主体として、市町の取組が期待されている。

県内のひきこもり支援状況について現状を把握するため、令和元年9月に、県内市町におけるひきこもり状態にある者への支援の取り組み・検討状況についてアンケート調査を実施した。

その結果、相談窓口設置市町は24市町、居場所設置市町は4市町にとどまっており、回答担当部署も、市町によって青少年、障害福祉、地域福祉など異なっており、ほとんどの市町でひきこもりを主として所管する部署が存在しないという状態が見受けられた。加えて、相談窓口を設置していると回答した市町でも、ひきこもり専用窓口ではなく、生活困窮や心のケア等の各部署の相談支援窓口において、ひきこもり状態にある者や家族に対応しているケースが多いと考えられる。

#### 【ひきこもり対策にかかる市町アンケート調査結果】

兵庫県内のひきこもり支援状況について現状を把握するため、県内市町におけるひきこもり状態にある者への支援の取り組み・検討状況についてアンケート調査を実施した。

対 象	県内41市町
実施方法	兵庫県電子申請協働運営システムによる簡易申請
実施時期	令和元年8月下旬～9月上旬
回収率	100%

Q1 現在ひきこもり対策を実施していますか？ (N=41)

実施している	27	→Q2～4
実施していないが検討中	3	→Q5、6
実施していない	11	→Q6、7

#### 【Q1で「実施している」と回答した市町】

Q2 実施しているひきこもり対策は？ (N=27 重複あり)

相談窓口の設置等	24
研修会・講演会等	8
連絡会の開催	4
居場所の設置	4
家族会等	3

Q3 ひきこもり対策の実施に必要なこと (N=27 重複あり)

居場所における初度経費等の補助	16
運営主体 (NPO 法人等) の養成	14
ピアサポーターやコーディネーター等の派遣	14
その他	9

- ・ひきこもり支援センターの開設補助金
- ・専門部署の設置
- ・国や県が主体となり、基礎自治体向けの研修を強化してもらいたい
- ・関係機関の連携
- ・ひきこもりを対象とする多分野における横断的な施策構築
- ・専門職の確保、職員の増員
- ・当事者及び家族が集える居場所 (拠点) づくり
- ・ひきこもり状態にある者とその家族の把握
- ・総合的 (福祉・医療を含めた) な相談支援窓口の設置
- ・県を中心とした、ひきこもり支援対策の整理

Q4 拡充を検討している場合、その内容 (N=16 重複あり)

相談窓口の設置等	3
連絡会の開催	3
居場所の設置	3
研修会・講演会等	2
家族会等	1
その他 (訪問支援機能の強化、相談員体制の充実等)	5

【Q1で「実施していないが検討中」と回答した市町】

Q5 検討中のひきこもり対策について (N=3)

相談窓口の設置等	3
家族会等	0
研修会・講演会等	0
連絡会の開催	0
居場所の設置	0

Q6 ひきこもり対策の実施に必要なこと (N=3)

NPO法人等運営主体の養成	2
居場所における初度経費等の補助	0
ピアサポーター、コーディネーター等の派遣	0
その他(専門職、マンパワー不足)	1

【Q1で「実施していない」と回答した市町】

Q7 ひきこもり対策を行っていない理由 (N=11)

市町職員のマンパワーが不足	9
専門職の確保ができない	6
適切な委託先がない	5
財源不足	6
その他	1

・生活、保健、福祉の担当部署が、相談者の状況に応じて対応している

Q8 ひきこもり対策の実施に必要なこと (N=11)

ピアサポーターやコーディネーター等の派遣	10
NPO法人等運営主体の養成	6
居場所における初度経費等の補助	6
その他	2

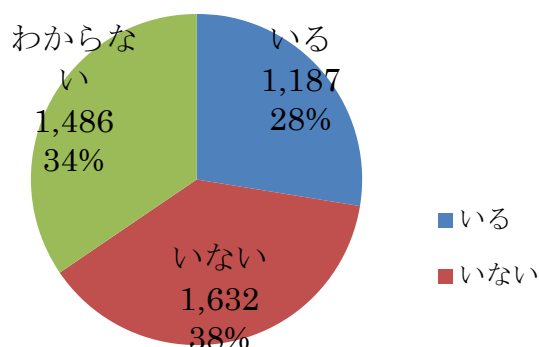
・ひきこもり状態にある者への支援のノウハウや研修 (担当課の明確化や横断的支援体制整備) 2

### 3 ひきこもり実態調査結果（民生委員・児童委員）

- ①対象者 県内の民生委員及び児童委員（神戸市・西宮市を除く）
- ②実施方法 地区協議会定例会等での配布を依頼、返信用封筒による個別回収  
（一部市町によるとりまとめ回収）
- ③実施時期 令和元年10月中の配布、同年12月末までを目途に回収
- ④回収率 67.0%（配布数6,468部、回収数4,305部）

#### 問1 受け持ち地域にひきこもり状態にある方はおられますか。（計4,305人）

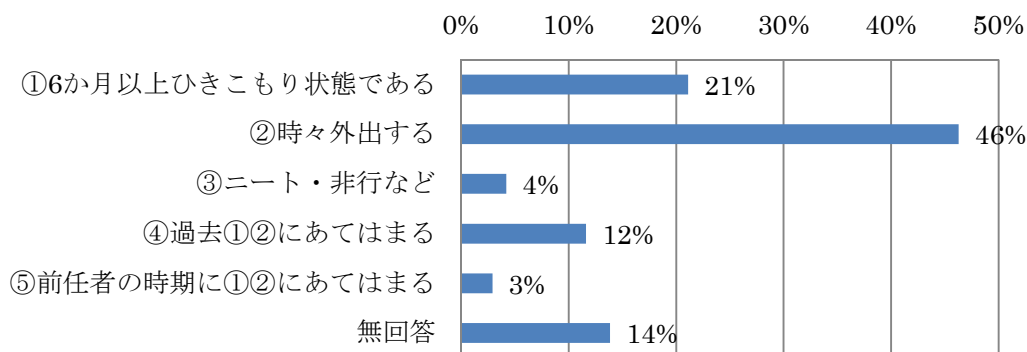
いる（1～8人ひきこもり該当者がいる）	1,187人（28%）
いない	1,632人（38%）
わからない	1,486人（34%）



#### 問2 問1で「いる」とお答えの場合、その方の状況をお教えてください。（計1,790人）

- ①仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、  
6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方 378人（21%）
- ②仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はほとんど無いが、  
時々買い物などで外出することもある方 828人（46%）
- ③上記に準じる方で、ニート・非行など、民生委員児童委員等の皆様  
からみて心配な方、また、家族の方から支援等について相談が  
あったことのある方 75人（4%）
- ④現在はひきこもり状態かどうかはわからないが、過去には①②に  
あてはまると思われた方 208人（12%）
- ⑤自分が民生委員・児童委員等になってからではないが、前任者の  
時期に①②にあてはまると聞いたことがある方 52人（3%）
- 無回答 249人（14%）

## ひきこもり状態の人の状況

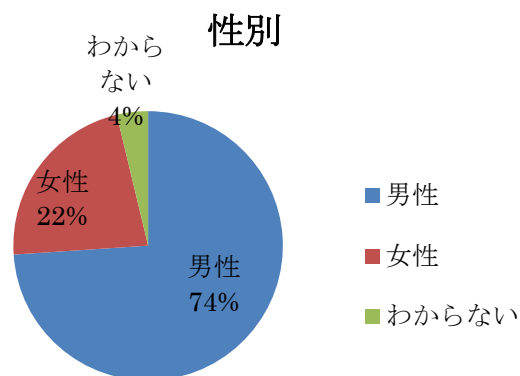


### 【ひきこもり状態の方の属性】

#### (1) 性別

(計 1,790 人)

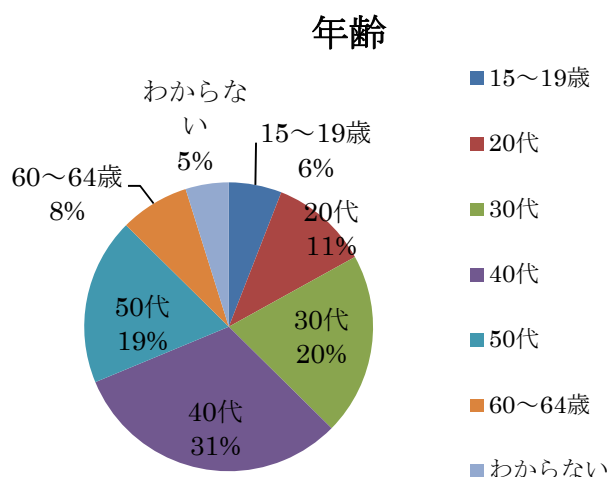
男性	1,324 人 (74%)
女性	399 人 (22%)
わからない	67 人 (4%)



#### (2) 年齢

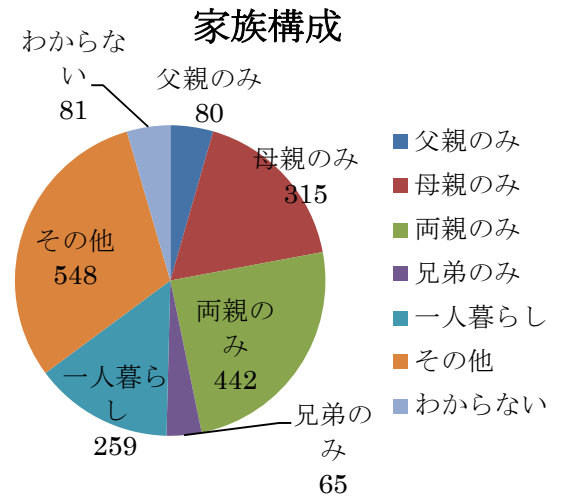
(計 1,790 人)

15歳～19歳	106 人 (6%)
20代	197 人 (11%)
30代	366 人 (20%)
40代	562 人 (31%)
50代	334 人 (19%)
60歳～64歳	139 人 (8%)
わからない	86 人 (5%)



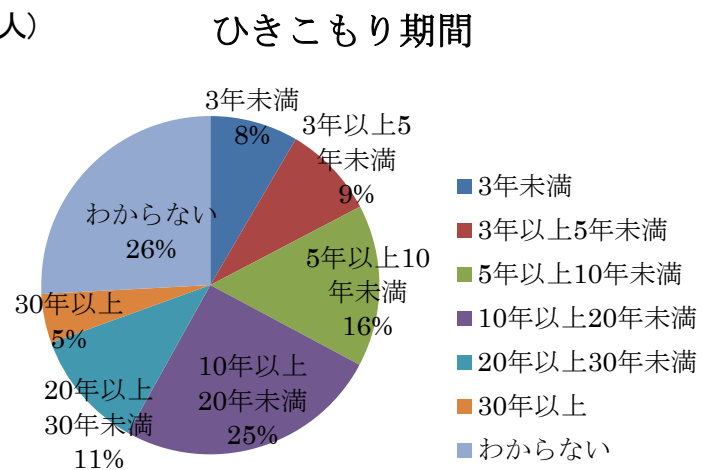
(3) 家族構成 (計 1,789 人)

父親のみ	80 人 (5%)
母親のみ	315 人 (18%)
両親	442 人 (25%)
兄弟姉妹	65 人 (4%)
一人暮らし	259 人 (14%)
わからない	81 人 (5%)
その他	548 人 (31%)



(4) ひきこもり状態にある期間 (計 1,790 人)

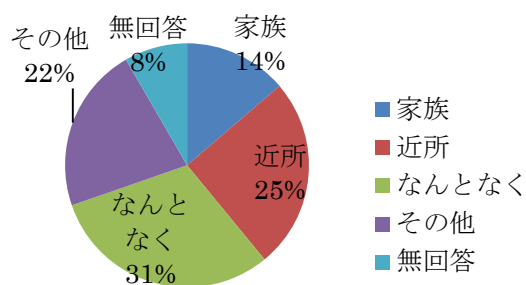
3年未満	151 人 (8%)
3年以上5年未満	159 人 (9%)
5年以上10年未満	277 人 (16%)
10年以上20年未満	452 人 (25%)
20年以上30年未満	204 人 (11%)
30年以上	84 人 (5%)
わからない	463 人 (26%)



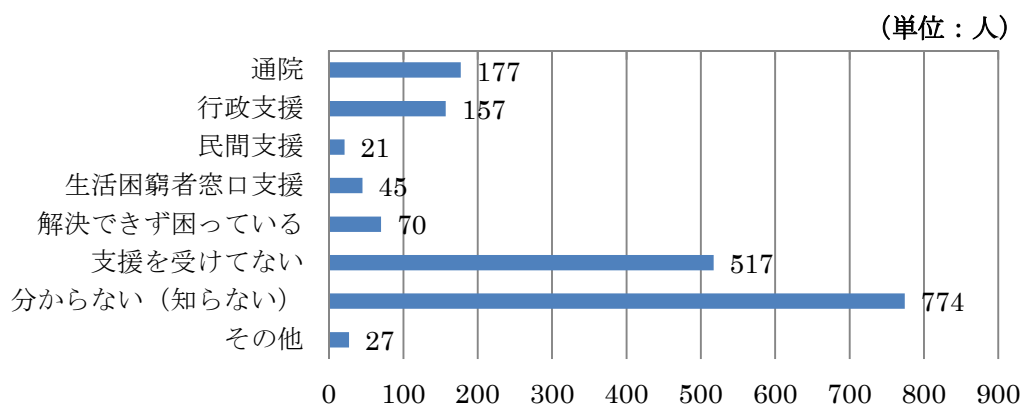
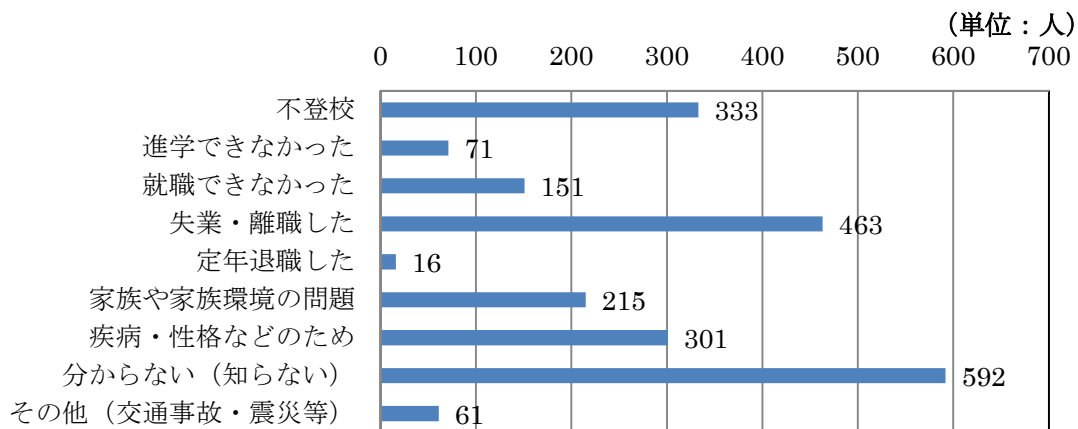
(5) 該当者とわかった理由 (計 1,790 人)

家族からの相談	245 人 (14%)
近所からの相談	453 人 (25%)
なんとなく	550 人 (31%)
その他 (家が近所、前任から等)	393 人 (22%)
無回答	149 人 (8%)

該当者と分かった理由



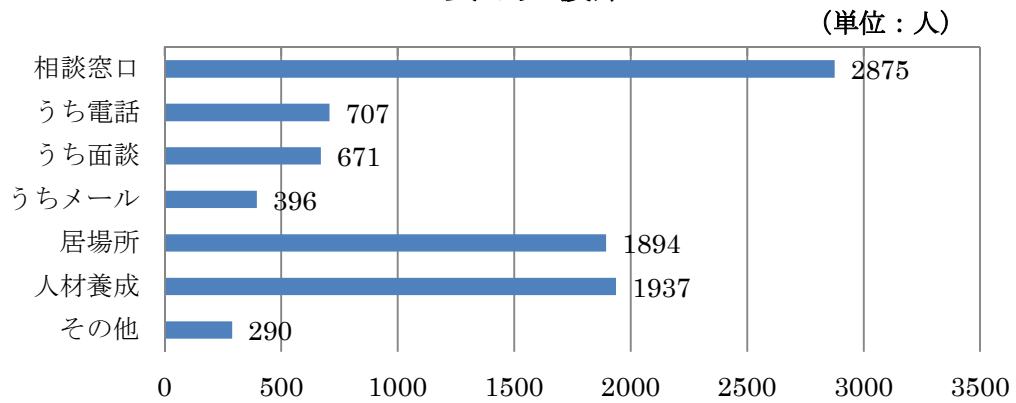
(6) ひきこもり等に至った経緯と支援の状況 (複数回答)



問3 ひきこもり状態の方等への支援策として必要なことをお答えください。(複数回答可)

本人や家族が気軽に相談できる相談窓口が必要	2,875人
うち電話	707人
うち面談	671人
うちメール	396人
うち無回答	1,101人
家庭、学校、職場以外に気軽に通える居場所が必要	1,894人
ひきこもり状態の方を支援できる人材の養成が必要	1,937人
その他	290人

必要な支援策





## 4 県内のひきこもり支援にかかる課題

### (1) ひきこもり相談窓口のわかりにくさ

県と一部の市町において、ひきこもりの専門相談窓口が設置されているが、市町アンケートによると、大部分の市町で生活困窮、心のケア、自殺防止対策などの部署が、それぞれの専門分野において対応しているのが実態であり、様々な形で問題が表面化する前の、早期のひきこもり状態にある者の相談窓口はわかりにくい状況となっている。

### (2) 相談支援をはじめとする各支援へのつながりにくさ

テレビや新聞、SNSでも話題として取り上げられているように、介護の現場では、介護支援専門員（ケアマネジャー）が親の介護で訪問したところ、ひきこもり状態にある子どもが家に居たという事例がよく聞かれる。また、親の介護をきっかけにして仕事を辞め、気がつけばひきこもり状態になっていたという事例もある。

支援につながっていない潜在的ひきこもり状態にある者に最初に気づく可能性が高いのは介護支援専門員である。しかし、その本来の業務は「要介護者等からの相談に対応し、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う」ことであるため、ひきこもりに気づいても見過ごされる場合が多いと考えられる。このため、介護支援専門員がひきこもり状態にある者に気づいた後、相談や支援につながるような仕組みが求められる。

また、学校生活や職場に馴染めず、不登校や離職を契機にひきこもるケースでは、本人や家族が他人に知られたくないという心理が働くこともあり、自主的に相談窓口に行かないこともある。あるいは、当事者本人が、家族とも話をせず顔も合わさないため、家族が相談機関等に相談するが、本人は支援に拒否的というケースもある。家族や本人が相談支援を受けることに拒否的な場合は、長期化や困難化する可能性が高くなると考えられるが、困難事例の中には、背景に発達障害等の障害がある場合もある。障害特性に応じた適切な支援が行える相談機関の確保が必要であるとともに、支援者が障害に気づく力を身につける必要がある。

### (3) 相談対応の次の支援

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によると、ひきこもり支援は通常、「家族支援から当事者の個人的な心の支援へ」、そして「個人的支援からデイ・ケアや居場所のような中間的・過渡的な同世代集団との再会へ」、「中間的・過渡的集団活動から本格的な社会活動へ」と諸段階を一段一段登っていく過程であり、各段階にどのくらいの時間を必要とするかは各事例の特性によってまったく異なる、とされている。

ひきこもりの相談や訪問支援の機関によると、一般的に「家族相談から本人相談につながるまで」「本人の電話相談から来所や訪問支援につながるまで」「相談から外出できるようになるまで」の各段階において、本人・家族と支援者ともに、相当の労力と期

間を要する。このため、市町を中心とした支援体制の構築が求められる。

また、県内には、中間的・過渡的な同世代集団との再会の場になり、社会参加の第一歩となる「居場所」が極めて少ない。ひきこもり相談支援センターや、市町保健師等による相談支援の場でも、せつかく本人への直接支援につながったにもかかわらず、その先の居場所がないという声もある。このように、ひきこもり状態の方が気軽に通える居場所の設置が必要であるが、市町の人員や予算も限りがあることから、NPO等の法人や、ピアサポーター、有償ボランティアなどの地域資源と協働した取組が求められる。

#### (4) ひきこもり支援に関する情報の不足

ひきこもりの相談支援を受けている家族からは、たまたま相談機関につながったが、それまでは相談支援機関があることさえ知らなかったという声もある。

また、当事者会や家族会の活動についても情報が不足している。京都府など一部の都道府県では、ひきこもりの相談機関や、居場所、就労支援の情報が網羅されたポータルサイトを運営している。ひきこもりの当事者や家族の中には、知り合いがいる地域の支援機関は頼れないと考えている人もいることから、県内の相談支援機関や、研修会、当事者会や家族会に関する情報が一覧できる、信頼性のある情報ポータルサイトの設置が必要である。

加えて、ネット情報に触れる機会が少ない人もいるため、既存の紙での広報媒体やチラシ等を活用した広報も重要である。

#### (5) 就労支援のタイミング、多様な就労

現時点でも、国（ハローワーク）やひょうご・しごと情報広場、若者サポートステーション、暮らし再建サポート事業などによる就労準備支援事業や就労支援窓口が存在する。

しかし、居場所から即時就労支援につながり就職することができる人もいるが、中には就労支援につなごうとした途端に支援の窓口から遠ざかってしまう人もおり、個人のひきこもりの段階をよく見極め、適切なタイミングで就労支援につなぐ必要がある。

また、フルタイムや正規雇用で働くことだけが就労ではない。その人の持てる力を発揮できる就労に結びつけていくことが重要であり、居場所等での有償ボランティア、短時間のアルバイト、在宅勤務、フリーランスなど多様な働き方や、一般事務や工業、農業を担う様々な事業所など多様な職場を提案できることが重要である。

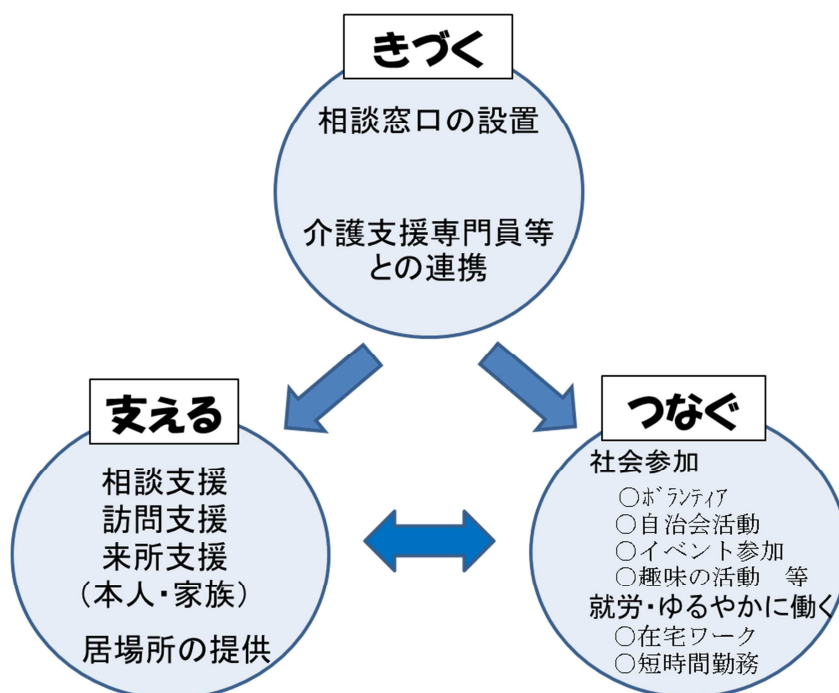
## Ⅱ 県の役割（提言）

国の調査結果や 8050 問題等に関する報道に加えて、近年、自宅や自室からひきこもり状態にある者を強制的な手段で引き出す民間業者によるトラブル事例の報道がなされているが、本人の意思に反してこれらの行為が行われるようなことがあってはならない。ひきこもり状態にある者が、自分らしく地域で暮らせる社会を実現するために必要な支援や施策を考えていくことが、県を含む自治体の重要な役割である。

ひきこもり状態にある者やその家族が積み重ねてきた経験や環境は多種多様であり、年齢、性別、ひきこもりの期間、原因もそれぞれ異なっている。保健・福祉・医療・就労等の行政機関や、医療機関、民間法人・団体、地域住民等が協働し、ひきこもり状態にある者がおかれているそれぞれの状態・状況や性別に応じた、きめ細やかで多様な支援がスムーズかつ段階的に行われることが必要である。

この報告書では、県内におけるひきこもり状態にある者を取り巻く現状や課題を踏まえたうえで、「ひきこもり状態にある者及びその家族が、地域の一員として、安心して自分らしく暮らす」ことを実現するために最も重要である「問題が起きている又は起きる可能性が高い、潜在的なひきこもり状態にある者に気づき、本人やその家族が抱える問題を共に解決するための支援」について提言する。

【ひきこもり総合支援の流れ】



## 【ひきこもり総合支援内容】

支 援 内 容
<b>【きづく】潜在的なひきこもり状態にある者に気づき支援につなげる</b> 民生・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括センター等が気づいた地域のひきこもり状態にある者の世帯情報を活用し、保健・福祉行政職員等が個別訪問等により相談支援機関につなぐ。
<b>【支える】個々の状況に応じた課題解決への支援</b> <b>【家族支援】</b> 相談支援機関によるカウンセリングやCRAFT等の支援を実施し、家庭環境の改善を行う。 <b>【個人支援】</b> 本人、家族について、ICTを活用したコミュニケーション能力の向上やピアサポーター等を活用した相談支援を実施する。 <b>【集団支援・居場所の提供】</b> 集団の安定性と恒常性が保障される、多様な居場所を活用し、家族以外の対人的交流を行うとともに、つまずきや不安があった際には、戻ることができる、安心・安全な居場所を見つける支援を行う。
<b>【つなぐ】地域で安心して自分らしく暮らす</b> 本人・家族が安心して自分らしく暮らすため、能力や特性、社会復帰度、障害有無等に応じた支援を実施する。  <b>【支援の例】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の一員として、ボランティア等として参加できる機会の提供</li><li>・精神科治療のノウハウを活用した「リワークプログラム」やコミュニケーション能力を高めるための「SST」等のプログラムへの参加支援</li><li>・就労へのチャレンジに向け、自立支援コーディネーター等による支援 等</li></ul>

# 1 潜在的ひきこもりに気づき支援につなげるために必要な施策

## (1) 介護支援専門員等から相談支援につなぐしくみづくり

介護支援専門員等が介護保険利用者の家庭を訪問した際に、同居しているひきこもり状態にある子どもに最初に気づいた場合に、ひきこもり状態にある者を適切な窓口につなげるよう、地域のひきこもり支援の関係機関が普段から情報共有し、事案が生じた時に適切につなぐしくみの構築を図る必要がある。

## (2) 介護支援専門員等の障害特性に関する学習機会の提供

介護支援専門員等が地域のひきこもり支援の関係機関につなぐ際に、精神障害や発達障害等の有無（疑いを含む）の情報提供ができればより円滑につなぐことができることから、介護支援専門員等が障害特性について学ぶ機会を提供する必要がある。

## (3) ひきこもり相談窓口の設置

ひきこもり状態にある者やその家族が積み重ねてきた経験や環境は多種多様であり、年齢、性別、ひきこもりの期間や原因も様々であるため、個々の問題に適した支援を行うためには、生活支援や障害福祉、介護福祉等、関係機関との調整を迅速に行う必要がある。

しかし、現状では、相談を受けた市町の各分野の所管課がその所管の範囲内のみで対応していることが多く、多様な問題を持つひきこもりに関する相談の解決にはつながらず、重大な問題が起きてから相談を受けることが多い。

ひきこもり状態にある者やその家族からの相談があった場合に、適切な支援を行うため市町単位で迅速に関係機関との調整を行うことができるよう、ひきこもりの総合的な相談窓口を設置することが望ましい。

また、県においては、市町単位では対応が難しい問題に対する指導や助言等を行うことができる拠点施設を設置し、県内の総合的なひきこもり支援体制の整備を推進するとともに、全県民が県や各市町に相談窓口があることを認識するよう、継続的な周知を行うことが望まれる。

## (4) 他相談窓口との連携

ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談等のひきこもり相談を専門としていない相談窓口でひきこもり関連の相談等を受けた場合に、ひきこもり専門の相談窓口へつなぐことができるよう、連携体制を整えることが必要である。

## 2 個々の状況に応じた課題解決への支援に必要な施策

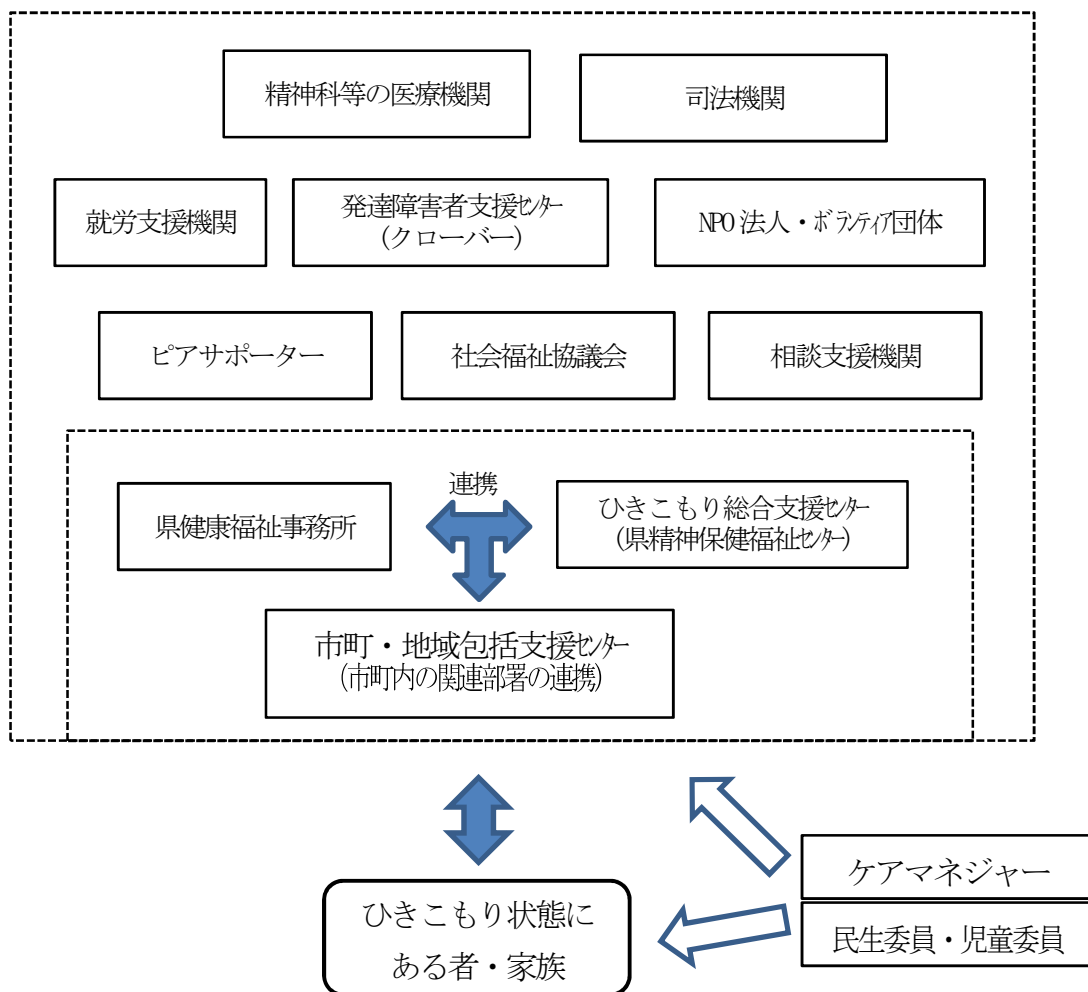
### (1) 市町を中心とした支援チームの充実

ひきこもりの状態の方の自宅を訪ねて居場所、福祉サービスや医療機関につなげる「訪問支援（アウトリーチ）」を充実させるために、市町を中心とした支援チームづくりが進むよう、市町、ひきこもり総合支援センターや県健康福祉事務所、ピアサポーター、民生委員、NPO法人・ボランティア団体や社会福祉協議会等の地域団体、発達障害者支援センターや精神科医療機関等の専門機関の連携体制を構築するとともに、当事者や家族の状況や意見を反映させる機会を検討することも必要である。

また、ひきこもりの状態にある者の状況・状態は多種多様であるため、支援チームは固定的なものではなく、ケースに応じて支援に必要とされる者で構成されるよう、市町の関係各課（生活困窮、障害福祉、青少年育成 等）の連携が重要である。

なお、各市町における支援チームの創設を推進するため、支援モデルとして、規模が異なる2～3の市町がノウハウや課題等を情報発信することも有効である。

＜支援チームの概念図＞



## (2) 支援チームの人材育成

ひきこもり状態にある者の状況は様々で、きめ細かな支援を行うためには、携わる多分野の機関の支援者やピアサポーターが互いの業務への理解を深めるとともに、支援の知識や技法を向上させていく必要がある。

特に、直接ひきこもり状態にある者や家族へ支援する際には、個別支援、家族支援の専門知識のほか、家庭内暴力からの緊急避難や、生活困窮者のための支援等の施策に関する知識も必要となる。

加えて、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家族がひきこもり状態にある者に相談や受診を勧めるための家族支援として、CRAFT（クラフト：コミュニティ強化と家族訓練：Community Reinforcement and Family Training）が参考になると紹介されていることから、本人が支援に拒否的な場合の手法のひとつとして検討する。

## (3) 居場所拡充とそれに向けた担い手の養成とその機能

多くのひきこもり状態にある者が経済的な余裕が十分とはいえないと考えられることから、社会参加の第一歩となる居場所は、比較的通いやすい所に、できれば市町単位で設置されることが望ましい。しかし、相談や訪問支援などを含めた支援には人的資源が必要となることから、市町単独では実施が困難な場合もある。

このため、居場所の担い手になる当事者会、家族会やNPO法人等などを対象とした居場所運営のノウハウを学べる機会の提供など、地域団体との協働による市町の居場所設置を支援する必要がある。

また、「ただそこに一緒に居るだけ」「ひきこもりを脱した後でも利用できる」「ピアサポーターとして居場所の運営に有償で参画できる」「職場体験」「有償ボランティア等の参加によるコミュニケーションスキルの向上」「プログラム参加による作業能力の向上」などの多種多様な機能や特徴を有する居場所が県内に多数あることが望ましい。

### 【参考】

和歌山県にあるひきこもりカフェ「創」では、社会福祉法人一麦会（麦の郷）のスタッフ3名と不登校やひきこもり状態の経験者により運営され、人との関係を築くことが苦手な人たちが、自分のペースでゆっくりと働き、その経験を通して人とつながったり、少しずつ自信や楽しみを見つけていっている。

## (4) 電子媒体を活用した居場所の設置

外出することへのハードルが非常に高い方もいることから、居場所に至る前の中間的・過渡的な居場所として、インターネットを活用したオンラインの居場所の設置は有効である。インターネットを介して、他のひきこもり状態にある者となつながら、共通の趣味・嗜好、悩みを共有することにより、安心感や社会とのつながりを実感

することが期待できる。

**【参考】**

主催者がWeb会議アプリの「ZOOM」を利用してインターネット上に居場所を設置すると、参加希望者がインターネットに接続されたPCやスマホ等を使い、主催者に参加を申請、承認を受ければ、居場所へ参加することができる。PCやスマホのカメラを利用すれば顔を表示して話をするができるが、音声のみ、又は文字（チャット）だけでも参加することができる。



## 【居場所に求められる基本的条件】

項目	内 容
場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる場所に固定した居場所を作っていくことが重要である。</li> <li>・できるかぎり利用者が「行きにくさ」を感じないように、公共交通機関の駅やバス停留所等の近辺で、アクセスが容易な場所が望ましい。</li> <li>・兵庫県は広いため、都市部だけでなく、郡部にも必要である。</li> <li>・公共施設内とそれ以外（商店街の空き店舗等）の2種類あれば最適である。</li> </ul>
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・距離感が保てる一定のスペースや、個別相談が可能な区切られたスペース。</li> <li>・水道・ガスがあれば望ましい。</li> <li>・テレビ、PCやボードゲーム等の居場所にいるための理由（動機）が必要である。</li> </ul>
人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共感的かつ受動的に関われるスタッフが複数必要である。</li> <li>・心理士等専門職の配置又は定期的にスタッフが専門職に相談できる体制である。</li> <li>・当事者の立場に寄り添えるピアサポーター等が必要である。なお、当事者とピアサポーターの年代は近いと効果的だが、ひきこもりに至った原因によっては年代が離れていたほうがよい場合もある。</li> </ul>
運営	<p>【開催日時・時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の開催が理想だが、少なくとも月1回は開催する。</li> <li>・朝が苦手、昼夜逆転、人目につく等の理由から、午後から夕方夜に開いているとよい（家にいづらいこともあるので、盆や正月に開いていると理想的である）。</li> <li>・事前登録・予約については、両論あり。</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別や年代別の開催や、それらの混在の開催など、ニーズによって柔軟に対応すべき。</li> </ul> <p>【利用者負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担は基本的に無料が望ましいが、イベントによっては実費負担を徴収する。</li> <li>・準備や片づけを手伝うと少額の対価があってもよい。</li> </ul>
取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上でさまざまな選択肢の情報提供も含めた発信が必要である。また掲示板やチラシ配架等の情報提供も併せて行う必要がある。</li> <li>・居場所に来られるようになればプログラムはあったほうがよいが、参加しないという選択肢もあることを伝える。</li> <li>・居場所への関心を高めるため、ボードゲーム等のプログラムを用意する。</li> <li>・「何をしてもいい」と困惑する人もいるので、役割や目的はある程度明確にした方がよい。</li> <li>・プログラムの要否は個人によって様々なので、ニーズに合わせた対応をする。居場所でのプログラムや活動内容を主催者側が複数提示し、そこから選べるようにしてもよい。</li> <li>・対人不安がある人なら農業など一人で作業できるプログラムもよい。</li> <li>・「就労」のニュアンスが強いと拒否反応を示す人もいるので注意が必要である。</li> <li>・ポケモンやバイク等の共通の趣味を目的に居場所に集まってくることもあり、仲間がいると認識することが重要である。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所では、安心・リラックスできる雰囲気の中で、人に出会い、慣れ、自己肯定感を取り戻すことが重要である。</li> <li>・気軽に外出しようと思える場をつくることが重要である。</li> <li>・既存の電話相談や若者サポートステーション、障害福祉サービス事業や地域活動支援センター、医療機関やデイケア等と連携できれば良い。</li> <li>・ネット空間の居場所は、バーチャルからリアルへの入口にもなる。オンラインでは ZOOM などの会議システムの活用も始まっている。</li> <li>・居場所の周知と継続が重要である。</li> </ul>

### Ⅲ 今後検討すべき課題など

---

ひきこもり状態にある者が支援を受ける際には、支援者等との他者との接触を避けることはできない。しかし、他者との関わりが苦手であったり不安を持つ当事者は少なくなく、特に中高年の当事者は、それまでの人生において他者との関わりに不安や恐怖を感じており、支援を受けることに躊躇したり、支援情報にアクセスできない可能性があり、若年層とは支援の方法が異なると考えられる。

厚生労働省が作成した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の目的は、子どもから成人まで広い世代にわたって問題となっているひきこもりという現象の評価と支援に関する標準的な指針を提供することである。今後は、国において、青少年、若年層、中高年層等の「年代層別」や、「ひきこもりになった要因別」など、支援を受ける者の状態等に応じた支援マニュアルが整備されることが望まれる。

また、若年層のひきこもり状態にある者は教育分野でのつまずきが多いことから、小・中・高校生など若年のうちに、他者との関わり方や困ったときのSOSの出し方、社会資源などを学ぶ機会を提供することが将来のひきこもり防止につながると考えられる。よって、学校や教育委員会と連携した、地域における支援体制を構築することが重要である。

このように、ひきこもり状態である者の状況や取り巻く環境は多種多様であり、今回提言した施策にとどまらず、今後も引き続き実態把握や有識者等で構成されるフォローアップ委員会による評価・改善を行い、「ひきこもり状態にある者及びその家族が、地域の一員として、安心して自分らしく暮らす」ことを目指して、より充実した対策を行っていくことが望ましい。

## IV 検討の経緯、委員名簿

---

### 1 検討の経緯

#### 第1回検討委員会

日 時 令和元年9月3日(火) 13:30~15:30

場 所 兵庫県学校厚生会館3階 大会議室

#### 第2回検討委員会

日 時 令和元年10月17日(木) 9:30~11:30

場 所 ひょうご女性交流館5階 大会議室

#### 第3回検討委員会

日 時 令和元年12月19日(木) 9:30~11:30

場 所 兵庫県農業共済会館4階 会議室

### 2 委員名簿

所 属	役 職	氏 名
◎立命館大学社会学研究科	教授	山本 耕平
兵庫教育大学大学院	教授	井澤 信三
こども発達支援センター	センター長	野中 路子
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	院長	田中 究
ひょうご発達障害者支援センター	センター長	和田 康宏
宝塚NPOセンター	理事長	中山 光子
加古川障害者就業・生活支援センター	センター長	高井 敏子
グローバル・シッパスこうべ	理事長	森下 徹
兵庫県臨床心理士会	会長	羽下 大信
兵庫県精神保健福祉士会	会長	北岡 祐子
精神保健福祉センター	参事	高 宜良
伊丹健康福祉事務所(保健所長会代表)	所長	清水 光恵

◎委員長

### 3 委員長が委員以外に出席を求めることが必要と認めた者

所 属	役 職	氏 名
こもりむしの会	代表	岡本 康子